一般競争入札の公告

一関工業高等専門学校において，下記のとおり　分解組立型電気自動車　賃貸借　について一般競争入札に付します。

1　調達内容

(1) 購入等件名及び数量

分解組立型電気自動車　一式（2組）

(2) 調達案件の仕様等　　仕様書のとおり

(3) 借入期間　　平成２７年４月１日～平成２８年３月３１日

(4) 履行場所　　一関工業高等専門学校

(5) 入札方法

入札は賃貸借料金（月額）を記載すること。なお，落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において，平成２６年度に東北地域の「役務の提供等」のB，C又はD等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　競争入札執行の日時及び場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

郵便番号　〒０２１－８５１１
所 在 地　岩手県一関市萩荘字高梨
機 関 名　一関工業高等専門学校総務課契約係
電話番号　（０１９１）２４－４７１２
ＦＡＸ　（０１９１）２４－３６２２

(2) 入札説明書の交付方法　　本公告の日から上記３の(1)の交付場所で交付する。
本校ＨＰでも同書類を公表する。ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞした場合はその旨を必ず申し出て登録受け付けを行うこと。

(3) 入札書、関係書類の提出期限及び場所　　平成２７年３月１７日　１５時００分
一関工業高等専門学校総務課契約係

(4) 競争入札執行の日時及び場所　　平成２７年３月１９日　１６時００分
一関工業高等専門学校管理・教育棟１階共通会議室

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金　　免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は，競争参加資格の確認のための書類及び本公告に示した請負を履行できることを証明する書類を関係書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は，競争入札執行の日の前日までの間において，本校から当該書類に関し説明を求められた場合は，それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書，入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書，その他入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否　　要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した請負を履行できると本校が判断した入札者であって，独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第１６条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

(8) 前号の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(9) 詳細は，入札説明書による。

平成２７年３月４日

独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校
契約担当役事務部長 竹　原　克　郎

入　札　説　明　書

「分解組立型電気自動車　賃貸借」

平成２７年3月

一関工業高等専門学校

配　付　資　料

１．入札説明書

２．入札書様式

３．仕様書

４．契約書（案）

５．様式及び参考例等

６．質問書様式

※本説明書で引用している、会計規則、契約事務取扱規則は、本機構ホームページに掲載しておりますのでそちらを、ご参照願います。

アドレス
高専機構ホームページ
http://www.kosen-k.go.jp/index.html
↓
企業･一般の方へ
↓
工事・調達情報

の中段にあります。
http://www.kosen-k.go.jp/procurement.html

入　札　説　明　書

一関工業高等専門学校の賃貸借契約に係る入札公告（平成２７年３月４日付け）に基づく入札等については，独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則(平成１６年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第３４号)，独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（平成１６年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第４１号）（以下「契約事務取扱規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか，この入札説明書によるものとする。

1　契約担当役等

(1) 契約担当役
　　一関工業高等専門学校 事務部長 竹原　克郎

(2) 所属部局名　一関工業高等専門学校

(3) 所在地　〒０２１－８５１１　岩手県一関市萩荘字高梨

2　調達内容

(1)　借入件名及び数量　分解組立型電気自動車　一式（２組）

(2)　借入案件の特質等　別紙仕様書による。

(3)　借入期間　平成２７年４月１日～平成２８年３月３１日

(4)　納入場所　一関工業高等専門学校

(5)　納入方法　別紙仕様書による。

(6)　入札方法
　入札は賃貸借料金（月額）とする。なお落札者の決定は，最低価格落札方式をもって行うので，

① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は，請負代金又は物品代金の前金払の有無，前金払の割合又は金額，部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙契約書（案）及び契約事務取扱規則に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。また，輸送費，保険料，関税及び仕様書等に規定するもの等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

② 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額とする。ただし，単価契約の場合は除く。）をもって落札価格とするので，競争加入者等は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積った契約金額の１０８分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(7)　入札保証金及び契約保証金　免除

3　競争参加資格（該当事項は，必要書類の種類及び部数を指定した別紙１による。）

(1)　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第４条の規定に該当しない者であること。

(2)　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第５条に規定される次の各号のいずれかに該当し，かつ，その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）は，競争に参加する資格を有さない。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し，若しくは不正な利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を，契約の履行に当たり，

代理人，支配人その他の使用人として使用した者

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において，平成２６年度に東北地域の「役務の提供」のＢ，Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。

なお，競争参加資格を有しない競争加入者は，速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は，次のとおり。

〒０２１－８５１１ 岩手県一関市萩荘字高梨
一関工業高等専門学校総務課契約係
ＴＥＬ ０１９１－２４－４７１２

(4) 入札公告において，法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては，その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

(5) 入札公告において，日本工業規格を指定した場合にあっては，当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。

上記以外の規格を指定した場合も上記に準じて証明した者であること。

(6) 入札公告において，特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては，これらの物品を納入できることを証明した者であること。

(7) 入札公告において，研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては，当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(8) 入札公告において，迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては，当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(9) 製造請負契約においては，製造物品に関する技術水準が高く，かつ製造実績があることを証明した者であること。

(10) 公正性かつ無差別性が確保されている場合は除き，本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(11) 競争参加資格の審査が競争入札執行の日時までに終了した者又は資格を有すると認められた者であること。

(12) 本件調達の入札において，「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に違反し，価格又はその他の点に関し，公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(13) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第６条の規定に基づき，契約担当役が定める資格を有する者であること。

(14) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 開札執行の日時及び場所等

(1) 入札書，競争参加資格の確認のための書類，入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負の履行ができることを証明する書類（以下「納入又は履行ができることを証明する書類」という。）の提出期限及び提出場所，契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

書類の提出期限　　平成２７年3月１７日　１５時００分
〒０２１－８５１１　岩手県一関市萩荘字高梨
一関工業高等専門学校総務課契約係長　加藤卓也
ＴＥＬ ０１９１－２４－４７１２

(2) 開札執行の日時及び場所

平成２７年3月１９日　１６時００分
一関工業高等専門学校共通会議室
（競争加入者等は，開札開始時刻の１５分前までに到着し，その旨を係員に届け出ること。）

(3) 入札書の提出方法

① 競争加入者等は，別紙の仕様書，契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において，当該仕様書等に疑義がある場合は，上記４の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし，入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し出ることはでき

ない。

② 競争加入者等は，入札書等書類の提出期限までに別紙様式の入札書に次に掲げる事項を記載し，直接持参又は到着が確実な方法による郵送にて提出するものとする。

(ア) 借入件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所，氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ テレックス，電報，ファクシミリ，電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤ 競争加入者等は，その提出した入札書の引換え，変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 借入件名及び入札金額のないもの

③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

④ 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が，競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤ 借入件名に重大な誤りのあるもの

⑥ 入札金額の記載が不明確なもの

⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの

⑧ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑨ 競争参加資格の審査が競争入札執行の日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

⑩ 独占禁止法に違反し，価格又はその他の点に関し，公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては，当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(6) 入札の延期等

契約担当役は，競争加入者等が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合であって，競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは，当該入札を延期し，又はこれを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は，入札時までに代理委任状を提出しなければならない。

② 競争加入者等は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

① 競争入札執行場所には，競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することはできない。

② 競争加入者等は，競争入札執行時刻後においては，競争入札執行場所に入場することはできない。

③ 競争加入者等は，競争入札執行場所に入場しようとするときは，入札関係職員の求めに応じ，身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記４の(7)の①に該当する代理人

以外の者である場合にあっては，代理委任状を提出しなければならない。
④　競争加入者等は，契約担当役が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか，競争入札執行場所を退場することはできない。
⑤　競争入札執行場所において，次の各号の一に該当する者は当該競争入札執行場所から退去させる。
(ｱ)　公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
(ｲ)　公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
⑥　開札をした場合において，競争加入者等の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行う。ただし,競争参加者等が立ち会わない場合には,辞退したものとみなす。
⑦　競争加入者等は,再度の入札に備え印鑑及び筆記用具等入札に必要なものを持参すること。

5　その他
(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2) 競争加入者等に要求される事項
①　この一般競争に参加を希望する者は，納入又は履行ができることを証明する書類を，上記３の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに，上記４の(1)の提出期限までに提出しなければならない。
②　競争加入者等は，競争入札執行日の前日までの間において，契約担当役から納入又は履行ができることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し，説明を求められた場合には，競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
③　競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類
①　競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類は別紙１により作成する。
②　資料等の作成に要する費用は，競争参加者等の負担とする。
③　契約担当役は，提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
④　一旦受領した書類は返却しない。
⑤　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
⑥　競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には，入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負を履行できるかどうかの判断の対象としない。
(4) 落札者の決定方法　　最低価格落札方式とする。
①　上記４の(1)に従い書類・資料を提出した競争加入者等であって，上記３の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし，当該競争加入者等の入札価格が独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第１６条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
②　落札者となるべき者が二人以上あるときは，直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ，落札者を決定するものとする。また，競争加入者等のうちくじを引かない者があるときは，入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
③　入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において，競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により応札物品内訳書を受領した場合で，競争加入者等から提出された資料等に基づき競争入札執行日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
④　製造請負契約について，契約の対象方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者に

より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

⑤ 契約担当役は，落札者を決定したときは，その日の翌日から７日以内に，落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所並びに落札金額を，落札者とされなかった競争加入者等に通知する。ただし、落札者とされなかった競争参加者等が入札に立会い、落札者の氏名･落札金額を知り得る場合には通知しない。

⑥ 落札者が，指定の期日までに正当な理由なく契約書の取り交わしをしないときは，落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無　　無

(6) 契約書の作成

① 競争入札を執行し，契約の相手方が決定したときは，契約の相手方として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは，指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において，契約の相手方が遠隔地にあるときは，まず，その者が契約書の案に記名押印し，更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において，契約担当役が記名押印したときは，当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ，本契約は確定しないものとする。

⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について，すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(7) 支払条件

代金の支払いは，別紙契約書（案）に定めるとおりとする。

(8) 契約金額の内訳書

契約担当役が必要と認める場合，落札者は，落札決定後速やかに内訳書を提出するものとする。

(9) 借入件名の検査等

① 落札者が提出した納入又は履行ができることを証明する書類の内容は，仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

② 納入検査終了後，当該物品を使用している期間中において，落札者が提出した納入又は履行ができることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には，落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

(10) この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(11) 契約に係る情報の公表

当機構と一定の関係を有する者と契約する場合には、当機構からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとします。なお、詳細については

http://www.kosen-k.go.jp/procurement/230701keiyakukouhyou.pdf　をご確認ください。

(12)その他詳細規定　　　なし

別　記

一関工業高等専門学校の賃貸借契約に係る入札公告（平成２７年３月５日付け）に基づく入札

2　調達内容

(1) 借入等件名及び数量

分解組立型電気自動車　一式（2組）

(2) 借入件名の特質等　　　詳細は，別紙仕様書による

(3) 借入期間　　　　　　　平成２７年４月１日～平成２８年３月３１日

(4) 借入場所　　　　　　　一関工業高等専門学校

(5) 入札方法

入札は賃貸借料金（月額）とする。なお落札者の決定は，最低価格落札方式をもって行うので，

① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は，請負代金又は物品代金の前金払の有無，前金払の割合又は金額，部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙契約書（案）及び契約事務取扱規則に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。また，輸送費，保険料，関税及び仕様書等に規定するもの等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

3　競争参加資格

(1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において，平成２６年度に東北地域の「役務の提供等」のB,C又はD等級に格付けされている者であること。

4　開札執行の日時及び場所等

(1)　入札書，競争参加資格の確認のための書類，入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負の履行ができることを証明する書類（以下「納入又は履行ができることを証明する書類」という。）の提出期限及び提出場所，契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

書類の提出期限　　　平成２７年３月１７日　１５時００分

〒０２１－８５１１　岩手県一関市萩荘字高梨

一関工業高等専門学校総務課契約係長　加藤卓也

ＴＥＬ　０１９１－２４－４７１２

(2)　開札執行の日時及び場所

平成２７年３月１９日　１６時００分

一関工業高等専門学校共通会議室

（競争加入者等は，開札開始時刻の１５分前までに到着し，その旨を係員に届け出ること。）

5　その他

(8)　契約金額の内訳書

契約担当役が必要と認める場合，落札者は，落札決定後速やかに内訳書を提出するものとする。

(11) その他詳細規定

該当なし

別紙１

競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類

１．入札書 ・・・・・ １部

２．競争参加資格の確認のための書類

(1) 平成２６年度の一般競争（指名競争）参加資格の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し ・・・・・ １部

(2) 入札説明書３の競争参加資格(1)，(2)及び(14)に該当しない者であることを誓約した書類 ・・・・・ １部

(3)暴力団等に該当しない者であることを誓約した書類 ・・・・・ １部

３．納入又は履行ができることを証明する書類

(1) 応札仕様の対応合致説明書（技術仕様書） ・・・・・ ３部
　仕様書のシステム内訳等の「要求仕様」の各項目と「応札仕様」の対応合致を数値又は具体的な表現で記載すること。また，備考欄にカタログ又は資料での掲載ページを記載すること。

(2) 入札案件のカタログ，資料等 ・・・・・ ３部
　カタログ，資料等に付箋を貼り，仕様書の要求項目の番号を記載すること。

(3) 入札案件の参考見積書 ・・・・・ １部

(4) 入札案件及び類似案件の納入実績表 ・・・・・ １部

(注) 上記提出書類の他，補足資料の提出を求める場合がある。
(注) 上記提出書類は、全て日本語による記載を行うこと。
(注) 入札書を含む全ての書類の提出期限は、平成２７年３月１７日 15:00 である。
但し、代理人等が入札する場合における委任状の提出については、入札執行当日（開札日）受付時までに提出すればよい。（当日でも可。）

入　　札　　書

賃貸借件名の表示

分解組立型電気自動車　賃貸借

入　札　金　額

月額　　　　金　　　　　　　　　　　　円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を賃貸借するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

一関工業高等専門学校　御中

競争加入者
住　　　所

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　印

別紙様式

入　　札　　書

賃貸借件名の表示

分解組立型電気自動車　賃貸借

入　札　金　額

月額　　金　　　　　　　　　　円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

一関工業高等専門学校　御中

競争加入者
住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　印

(備考)

(1) 競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載し押印すること。

(2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

【入札書封入封筒の参考例】

＜表　　面＞　　　　　　　　　　＜裏　　面＞

□□□－□□□□

「分解組立型電気自動車　賃貸借」

（競争加入者氏名等）

〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役　〇〇〇〇〇 印

（代理人氏名）

（復）代理人　〇〇〇〇〇 印

注１：封筒は、任意とし、入札書用紙も縦書き・横書きどちらでも構いません。

注２：「入札件名」部分は、朱書きで記載してください。

注３：代理人等が入札する場合には、代表者等の印は不用です。

仕　様　書

分解組立型電気自動車　賃貸借

一関工業高等専門学校
（平成２７年３月）

目　次

Ⅰ．仕様書概要説明

1　調達の背景及び目的……………………………………… 2
2　調達物品名、賃貸借期間及び構成内訳………………… 2
3　技術的要件の概要………………………………………… 3
4　その他……………………………………………………… 3

Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件

A．包括的要件……………………………………………… 5

B．性能、機能に関する要件……………………………… 5

C．性能、機能以外の要件………………………………… 6

1　据付・配線等……………………………………………… 6
2　保守体制…………………………………………………… 6
3　その他……………………………………………………… 6

Ｉ．仕様書概要説明

１　調達の背景及び目的

平成２４年度より、復興庁・文部科学省の地域イノベーション戦略推進地域（東日本大震災復興支援型）が財団法人いわて産業振興センターを総合調整機関として採択された。本事業において、本校は関連する人材育成を行うこととなっている。その１つの事業として、電気自動車に関する人材育成を行っており、平成２７年度においても次世代モビリティ開発拠点形成のための人材育成事業を目的として、電気自動車の教育プログラムを構築していく上で構造を理解しやすい分解組立型の電気自動車を賃貸借するものである。

２　調達物品名、賃貸借期間及び構成内訳

（１）賃貸借物品名、数量：
分解組立型電気自動車　一式（２組）

（２）賃貸借期間：
平成２７年４月１日～平成２８年３月３１日

（３）構成内訳
以下の設備より構成されるものとする。

① 分解組立型電気自動車　一式（２組）
・車体、バッテリー、原動機、
取扱説明書（紙媒体もしくは電子媒体で1台につき1部）

搬入・据付・電気工事（必要な場合）・配線・調整・動作確認・保守及び賃貸借期間終了後の撤去を含む。（詳細については「Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件」に示す。）

3　技術的要件の概要

(1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。

(2) 技術的要件は全て必須の要求要件である。

(3) 必須の要求要件は本校が必要とする最低条件を示しており、入札機器の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

(4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本校において、技術仕様書その他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

4　その他

（1）技術仕様等に関する留意事項

① 提案する機器などは、原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び借入開始までに製品化され導入できることを保証する資料及び確約書等を提出すること。

② 本仕様書中で特に指定がない限り、全てのハードウェアなどは、導入時において最新のバージョンで提供すること。

③ 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定のため、関係書類の提出期限までに、提案する「技術仕様書」を３部提出すること。

④ 技術仕様書には、当該物品が仕様を満たしていることを示している箇所を明示すること。
（本校仕様書をもとに、当該物品の規格・性能を対比比較して示すこと）
また、技術仕様書に記載されている事項が確認できるカタログ等を添付すること。

（２）導入に関する留意事項

① 導入時スケジュールは、本校担当者と協議し、その指示に従うこと。

② 導入設備は、平成２７年４月１日より借入を開始する。

③ 入札希望者は、電気設備工事費用、設備搬入・設置に関する適切な費用見積を行うために、必要に応じて入札前に本校設置場所の視察、説明を受けること。

（３）提案に関する留意事項

① 提案機器等が仕様を満たしていることを、提案書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明示すること（本校仕様書と提案する技術仕様書の機能・性能を表で対比比較して示すこと）。詳細に参照すべき箇所が仕様書、説明書、カタログなどである場合は、表中に参照資料番号を記入するとともに、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を分かり易くしておくこと。仕様書の技術的要件に対して、単に「実現します」とか「可能です」といった回答の場合、技術提案書と見なさないので、十分留意して作成すること。

② 記述内容が不明確である場合は、有効な提案書と見なさないので、留意されたい。特に、審査するに当たって、提案の根拠が不明確であったり、説明が不十分であるなどして、技術審査に重大な支障があると判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

③ 提出資料に対する照会先を明記すること。

④ 提出された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。

Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件

A．包括的要件

（１）使用環境

- 本校指定場所（車庫）での使用・保管に問題がない製品であること。

（２）現有設備の継承

- 各設備に使用する電源は現有の配電盤から供給することができる。ただし、容量の不足、安全性に問題が生じる際には、配電盤の容量増量を含めた電気工事を施工し、設備導入に対応すること。

B．性能、機能に関する要件

(1) 調達物品名　分解組立型電気自動車　一式（２組）

(2) 調達物件の仕様

◎　システム内訳

①　車体

（１）分解・組立が可能であること。
（２）第１種原動機付自転車であること。
（３）前後輪ともに油圧式ディスクブレーキを有すること。
（４）４輪であること。

②　バッテリー

（１）充電時間が１５時間以内であること。
（２）バッテリー残量を確認できる表示計を有すること。
（３）バッテリーケーブルを１本以上有すること。
（４）家庭用コンセント100Vから充電可能であること。

③　原動機

（１）直流モーターであること。

④　その他

（１）誤発進防止システムを有すること。
（２）紙媒体もしくは電子媒体の取扱説明書を１台につき１部提供すること。
（３）分解組立に要する工具を附属すること。

C．性能、機能以外の要件

1　据付・配線等

(1) 賃貸借物品の搬入に際しては、本校施設に損傷を与えないように十分注意を払うと共に、搬入時には受注者が必ず立ち会うこと。
(2) 物品の梱包に用いた段ボール等は、受注者の責任において持ち帰ること。
(3) 搬入完了時点で本校担当者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、担当者の指示に従って、可及的速やかに当該物品を完全な代替物品と交換すること。
(4) 配線や配管において必要とする部品は本調達に含むこと。
(5) 以上のほか、本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものを含むこと。

2　保守体制

(1) 賃貸借期間においては、通常の使用により故障した場合は無償にて修理を行うか装置を交換すること。（バッテリーの消耗劣化は除く。）
(2) 障害が発生した場合は、障害通知後直ちに復旧作業を開始し、運用の支障を最小限に止め、速やかに運用を再開できるように努めること。（ただし、国の定める祝祭日、各社の定める年末年始休暇は除く。）

3　その他

(1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本校担当職員と打合せの上、その指示に従うこと。
(2) この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則による。

賃 貸 借 契 約 書

件　　名　　分解組立型電気自動車　賃貸借

賃貸借料金　月額　　金　　　　　　円に消費税等相当額を加えた額

上記消費税等相当額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 100 分の 8 を乗じて得た額（以下「消費税等」という。）である。

なお、消費税法及び地方消費税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、施行日以降における消費税等は変動後の税率により計算する。

賃借者　独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校　契約担当役　事務部長　竹原克郎　（以下「甲」という。）と　賃貸者　株式会社　　　　　　代表取締役　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、上記の分解組立型電気自動車　一式（２組）（以下「電気自動車」という。）について、上記の代金額で下記の条項により賃貸借契約を締結するものとする。

記

第１条　この契約は、乙が所有する電気自動車を一関工業高等専門学校に設置し、賃貸借期間中、甲の使用に供することを目的とする。

第２条　賃貸借は、甲の指定する場所で行うものとする。

第３条　賃貸借期間は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

第４条　賃貸借期間中において、法令の制度、公租公課の増減、物価の変動及びその他の事由等により賃貸借料を改定する必要が生じた場合、甲、乙協議のうえ、これを改定することができるものとする。

第５条　乙は、自己の負担において、電気自動車を一関工業高等専門学校に搬入し、据付、配線及び調整等を行い、賃貸借期間の開始日の前日までに、使用可能な状態にするものとする。

２　乙は、電気自動車を引き渡すときは、引渡通知書を一関工業高等専門学校総務課契約係に提出するものとする。

第６条　乙が自己の責に帰すべき事由により、引渡期限までに電気自動車の引渡を完了することができない場合で、賃貸借開始日以降相当の期間内に納入する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して賃貸借開始日を延期することができるものとする。

２　前項の損害金の額は、引渡期限の翌日から、引渡通知書を甲において受理した日までの日数に応じ、１日につき当該賃貸借料金に年５．０％の割合で計算した額とする。

第７条　電気自動車の所有権は乙に属し、甲は、それらを一関工業高等専門学校において良好な状態に保つとともに善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

第８条　乙は、甲に対して本電気自動車の操作について、適切な操作方法を無償で指導する等、甲の業務遂行の円滑が図られるように協力するものとする。

２　乙は、甲の要求に応じられる支援体制を確保するものとする。

第９条　乙は、装置が常に正常に完全な機能を保つよう甲の仕様に定める保守内容により、乙の負担において、点検・整備・調整及び修理（以下「保守」という。）を行うものとする。但し、甲の故意もしくは重大な過失によって保守を必要とする場合は、乙はその代金を別途甲に請求できるものとする。

第10条　乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
本契約終了後といえども同様とする。

第11条　乙が故意又は過失、その他乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

第12条　乙は、電気自動車の保守不完全に起因する故障のため、甲の業務遂行に著しい支障をきたす場合は、甲の求めにより、乙の負担において直ちに同機種もしくは、同等の性能を有する電気自動車を甲が使用できるように処置するものとする。

第13条　電気自動車の賃貸借料は、賃貸借期間開始日から起算し、期間満了の日までについて月毎に計算するものとする。

ただし、賃貸借期間に１ヶ月未満の端数が生じた場合は、次式により算出した額とする。

$$\frac{(\text{賃貸借月額})\times(\text{当該月使用日数})}{(\text{当該月歴日数})}=\text{当該月の賃貸借料金}$$

２　前項において、当該月の金額に１円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額は、切り捨てるものとする。

第14条　乙が、第12条の処置を講じないことにより、甲が電気自動車を使用できない期間が生じた場合の当該月の賃貸借料金は、該使用不能日数を控除した日割計算により減額して支払うものとする。

２　装置の故障が甲の責に帰すべき場合は、この間の装置の停止期間は減額の対象にしないものとする。

第15条　乙は当該月分の請求書を翌月一関工業高等専門学校総務課契約係に送付するものとする。

第16条　賃貸借料の支払いは、甲が乙の適法な請求書を受理した日から６０日以内に支払うものとする。

第17条　甲は、都合により設置場所を変更する場合は、予め乙の了解を得るものとする。

２　乙は、前項により装置を移動する場合は、それらに要する費用を別途、甲に請求できるものとする。

第18条　乙は、自己の負担において電気自動車に動産総合保険を付保するものとする。

第19条　乙は、甲が故意もしくは重大な過失によって装置に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

２　前項の損害賠償は、甲、乙間で協議して定めるものとする。この場合において、動産総合保険で補填される損害に対しては、甲に請求しないものとする。

第20条　契約保証金は免除する。

第21条　甲は、自己の都合で賃貸借期間満了前に本契約を解除する必要が生じた場合は、解除期限の２ヶ月前までに乙に書面により通知することにより本契約を解除することができるものとする。

２　前項により解約した場合の損害賠償金として、契約金額の残額（月額×残月数）を限度して、甲乙協議のうえ、乙は甲に請求できるものとする。

３　甲又は乙は、相手方が正当な理由なしに本契約に定める条項を履行しない場合は、相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

４　前項の場合、甲又は乙は相手方に対し、損害賠償を請求できるものとし、その額は、甲乙間で協議して定めるものとする。

５　天災その他不可抗力の原因により装置が使用不能になった場合は、甲はその責を負わないものとし、甲乙間で協議して本契約を解除することができるものとする。

第22条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。　以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が一号から五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七　受注者が、一号から五号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を

求め、受注者がこれに従わなかったとき。
2　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
第23条　本契約の終了又は前条により、本契約を解除した場合は、乙は速やかに電気自動車を撤去するものとする。荷造り及び運搬費用等これにかかる経費については、甲の責に帰すべき事由以外は乙の負担とする。
第24条　この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。
第25条　この契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
第26条　この契約に関する訴えの管轄については、独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校の主たる住所を管轄区域とする盛岡地方裁判所一関支部とする。
第27条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総金額の10分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第１項に規定する排除措置命令又は同法第50条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第４項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
二　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
3　乙は、この契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
第28条　乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは，乙は当該期間を経過した日から支払いする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
第29条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲、乙間において協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は次に記名押印の上、双方で各１通を所持するものとする。

平成２７年　3月１９日

賃借者　岩手県一関市萩荘字高梨
独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校　契約担当役
事務部長　竹原克郎

賃貸者

（作成例）

平成　　年　　月　　日

競争参加資格に関する誓約書

一関工業高等専門学校契約担当役
　　事務部長　竹原　克郎　殿

住所
申請者　商号又は名称
代表者　　　　　　　　　　印

申請者は、平成27年3月４日付けで公告のあった「分解組立型電気自動車　賃貸借」の入札に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1.　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当する者ではありません。

2.　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第5条に規定される次の各号のいずれかに該当し，かつ，その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）には，該当しておりません。
(1)　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(2)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し，若しくは不正な利益を得るために連合した者
(3)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(4)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(6)　前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を，契約の履行に当たり，代理人，支配人その他の使用人として使用した者

3.　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。

別添

誓　約　書

当団体は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、必要な場合には、このことについて警察に照会することを承諾します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

技術仕様書記載様式

調達物品の仕様及び特質	調達件名： 提案内容	備考

※備考欄には、カタログ等のページ数・資料の番号等を記入すること。
※上記のとおり比較・対応する内容であれば、若干の様式変更は可。
※上記様式は、技術仕様書とあわせて提出すること。

（記入例）

調達物品の仕様及び特質	調達件名：〇〇〇〇　一式 提案内容	備考
（性能、機能に関する要件） １．〇〇〇〇〇装置（１台） １－１〇〇〇〇〇に関し以下の要件を満たすこと。 1-1-1△△△△に関し５０mm以上であること。 1-1-2☆☆☆☆に関し３０mm以下であること。	（性能、機能に関する要件） １．〇〇〇〇〇装置（１台） １－１〇〇〇〇〇に関し以下の要件を満たしています。 1-1-1△△△△に関し６０mmです。 1-1-2☆☆☆☆に関し３０mmです。	 ｶﾀﾛｸﾞP18 ｶﾀﾛｸﾞP20
（性能、機能以外の要件） ４．障害支援体制 ４－１障害時において復旧のため通報を受けてから２４時間以内に現場で対応できる体制を有すること。 ５．設置条件等 ５－１本校が指定した納入場所において装置の搬入、据付、調製等を行うこと。	（性能、機能以外の要件） ４．障害支援体制 ４－１障害時において復旧のため通報を受けてから２４時間以内に現場で対応できる体制を有しております。 ５．設置条件等 ５－１貴校が指定した納入場所において装置の搬入、据付、調製等を行います。	 資料番号７

※備考欄には、カタログ等のページ数・資料等エビデンスの番号等を必ず記入すること。ページ指定したカタログには掲載箇所に丸印や色つけをし、情報をひろいやすくすること。

エビデンスが確認できない等で提案内容審査で不合格となるケースがありますので十分留意下さい。

カタログ等によるエビデンス提示が困難な場合は下記を例とした技術証明の提出での対応も可とします。

（サンプル）

応札機器技術証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業等専門学校契約担当役
事務部長　竹原克郎　殿

住　所　○○県○○市　　丁目　番　号
名称等　株式会社　○○○○
代表取締役　○　○　○　○

一般競争入札に関する一関工業高等専門学校公告（平成　年　月　日付け　○○測定装置一式）の一部要求仕様に対する応札機器の技術について証明します。

記

応札機器　本体：(株）○○○社製　○○測定装置 E4312

○仕様項目　B-(2)-1　電源について
・電源は、3 相 200V / 50HZ に対応しています。

○仕様項目　B-(2)-4-5　主軸について
・ブレーキは足踏式を備えています。
・自動送り速度の縦横比は１：１です。

○仕様項目　B-(5)-2-2　装置の取扱説明書及び装置に貼付してあるプレート類について
・装置の取扱説明書及び装置に貼付してあるプレート類は全て日本語で表示されています。

（参考例１）

平成　　年　　月　　日

一関工業高等専門学校　御中

委任者　　（住所）
（法人名）
（役職・氏名）　　　　　　印

委　任　状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受　任　者　　（住所）
（法人名）
（役職・氏名）

委 任 事 項　　１．入札及び見積りに関する件
２．契約締結に関する件
３．入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件
４．契約物品の納入及び取下げに関する件
５．契約代金の請求及び受領に関する件
６．復代理人の選任に関する件
７．その他契約に関する一切の権限

委 任 期 間　　平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日

受任者使用印鑑

（参考例２）

平成　　年　　月　　日

一関工業高等専門学校　御中

委　任　者　　（住所）
（法人名）
（役職・氏名）　　　　　　　印

委　任　状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事　項　名　　平成２７年３月１９日、一関工業高等専門学校において行われる
分解組立型電気自動車　賃貸借　の一般競争入札に関する件

受　任　者　　（住所）
（法人名）
（役職・氏名）

委　任　事　項
１．入札及び見積りに関する件
２．契約締結に関する件
３．入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件
４．契約物品の納入及び取下げに関する件
５．契約代金の請求及び受領に関する件
６．復代理人の選任に関する件
７．その他契約に関する一切の権限

受任者使用印鑑

（参考例３）

平成　　年　　月　　日

一関工業高等専門学校　御中

委任者　　（住所）
（法人名）
（役職・氏名）　　　　　　印

委　任　状

私は、○　○　○　○　を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事　項　名	平成２７年３月１９日、一関工業高等専門学校において行われる分解組立型電気自動車　賃貸借　の一般競争入札に関する件
受任者使用印鑑	

（参考例４）

平成　　年　　月　　日

一関工業高等専門学校　御中

委 任 者　　（住所）

（法人名）

（役職・氏名）　　　　　　印

委　任　状

私は、○○○○を○○○○株式会社代表取締役○○○○の復代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事　項　名　　　平成２７年3月１９日、一関工業高等専門学校において行われる分解組立型電気自動車　賃貸借　の一般競争入札に関する件

受任者使用印鑑

平成　　年　　月　　日

一関工業高等専門学校　御中

平成２７年３月１９日開札「分解組立型電気自動車　賃貸借」に係る
質問書

会　社　名	
部署及び氏名	
回答連絡先	電話番号　： ＦＡＸ番号： ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：

質問内容
（例）
１．通貨の単位は何でしょうか？

２．Ｉ－４－１配信サーバ　（２）メインメモリ　の項目で
　　４ＧＢ以上となっていますが、３．２ＧＢではだめでしょうか？

※質問内容は例として書いています。
なお、仕様書についての質問は、内容の把握が容易に出来るよう、
仕様書の項目番号を記載する等工夫して下さい。

※様式は、上記と違ってもかまいません。

問い合わせ先
一関工業高等専門学校総務課契約係（担当者　加藤卓也）
電話　　　　０１９１－２４－４７１２（ダイヤルイン）
ファックス　０１９１－２４－３６２２
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　z-keiyaku@ichinoseki.ac.jp